

- ・ 本作成基準（案）は、2023年12月18日に当取引所が公表した「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等について」に記載の「四半期財務諸表等の作成基準」の暫定版をお示しするものです。
- ・ 今後公表する、改正規則において、内容を一部変更する場合がありますので、ご注意ください。

四半期財務諸表等の作成基準（案）
（有価証券上場規程施行規則 別添●）

有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第●条第●項における四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

（定義）

第1条 本作成基準において、施行規則第2条の定義を準用する。

2 本作成基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 第一種中間財務諸表 財務諸表等規則第1条第1項第2号に規定する第一種中間財務諸表をいう。
- （2） 第一種中間連結財務諸表 連結財務諸表規則第1条第1項第2号に規定する第一種中間連結財務諸表をいう。
- （3） 第一種中間財務諸表等 第一種中間財務諸表又は第一種中間連結財務諸表をいう。
- （4） 四半期財務諸表 四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書（第4条第1項の規定により準用する財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により作成する場合においては、指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。
- （5） 四半期連結財務諸表 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（第4条第2項の規定により準用する連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第4条第3項の規定により準用する同規則第314条の規定により修正国際基準により作成する場合においては、当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求めら

れる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書)をいう。

- (6) 四半期財務諸表等 四半期財務諸表又は四半期連結財務諸表をいう。
- (7) 四半期会計期間 事業年度が三月を超える場合に、当該年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。
- (8) 四半期連結会計期間 連結会計年度が三月を超える場合に、当該連結会計年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。
- (9) 四半期累計期間 事業年度の開始の日から四半期会計期間の末日までの期間
- (10) 四半期連結累計期間 連結会計年度の開始の日から四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。
- (11) 連結財務諸表規則ガイドライン 金融庁が定める「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）のことをいう。
- (12) 財務諸表等規則ガイドライン 金融庁が定める「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）のことをいう。
- (13) 企業会計基準委員会 公益財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会のことをいう。

(四半期財務諸表等作成の一般原則)

第2条 四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び第一種中間財務諸表等の作成にあたって適用される会計方針に準拠して作成しなければならない。

- 2 四半期財務諸表等を作成するために採用した会計方針は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。
- 3 四半期財務諸表等の表示方法は、第一種中間財務諸表等の表示方法を準用するものとし、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

(四半期財務諸表等)

第3条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第12号」という。）に準拠するものとする。
- (2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い（連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条中「中間貸借対照

表日」とあるのは「四半期貸借対照表日」と、「第一種中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表等」と、財務諸表等規則ガイドライン149-3中「前事業年度」とあるのは「前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）」と、「規則第8条の27」とあるのは「規則第8条の27等」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「四半期貸借対照表日」と、「当中間会計期間」とあるのは「当四半期会計期間」と、「事業年度の末日までの期間に対応した内容」とあるのは「当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容」と、同149-4中「規則」とあるのは「四半期財務諸表等の作成基準第3条第1項第2号において準用する規則」と、「少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日まで」とあるのは「少なくとも翌四半期会計期間の末日まで」と、「前事業年度」とあるのは「前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）」と、同149-5中「前事業年度」とあるのは「前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）」と、「当中間会計期間」とあるのは「当四半期会計期間」と、「第一種中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表等」と、「規則」とあるのは「四半期財務諸表等の作成基準第3条第1項第2号において準用する規則」と、同149-6中「中間貸借対照表日後」とあるのは「四半期貸借対照表日後」と、「中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）」とあるのは「四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）」と、「規則第137条に規定する重要な後発事象」とあるのは「企業会計基準第12号第19項（19）又は第25項（18）に規定する重要な後発事象」と読み替えるものとする。

(3) 上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記するものとする。

(4) 前3号に定めのない事項については、四半期財務諸表を作成する場合においては財務諸表等規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、四半期連結財務諸表を作成する場合においては連結財務諸表規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、それぞれ従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1) 四半期連結貸借対照表（連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期貸借対照表）

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期損益計算書）

(3) 企業会計基準第12号第19項（2）、（2-2）、（3）若しくは（3-2）又は第25項（1）、（1-2）、（2）若しくは（2-2）に基づく会計方針の変更に關

する注記

- (4) 企業会計基準第12号第19項(4)若しくは(4-2)又は第25項(3)若しくは(3-2)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記
- (5) 企業会計基準第12号第19項(6)又は第25項(5)に基づく四半期特有の会計処理に関する注記
- (6) 企業会計基準第12号第19項(7)又は第25項(5-2)に基づくセグメント情報等の注記
- (7) 企業会計基準第12号第19項(13)又は第25項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
- (8) 企業会計基準第12号第19項(14)又は第25項(12)に基づく継続企業の前提に関する注記
- (9) 企業会計基準第12号第19項(20-2)又は第25項(19-2)に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記(ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る)
- (10) 企業会計基準第12号第19項(22)又は第25項(21)に基づく修正再表示に関する注記

(指定国際会計基準等に係る四半期財務諸表等)

- 第4条 財務諸表等規則第326条第2項及び第327条の規定は、同規則第1条の2の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期財務諸表を作成する場合について準用する。この場合において、「前項の規定により」あるのは「四半期財務諸表等の作成基準第3条第1項の規定により」と、「財務諸表又は中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表」と読み替えるものとする。
- 2 連結財務諸表規則第312条及び第313条の規定は、同規則第1条の2に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。
 - 3 連結財務諸表規則第314条及び第315条の規定は、同規則第1条の3に規定する修正国際基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。
 - 4 連結財務諸表規則第316条から第320条までの規定は、同規則第316条の適用を受ける上場会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。
 - 5 上場会社は、前各項の規定により四半期財務諸表等を作成する場合には、前条第2項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。